

令和4年9月1日

保護者の皆様へ

京 都 市

保育園等において新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した際の 対応の見直しについて

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

市内の保育園では、これまでから、感染拡大防止と子育て支援や社会経済活動の両立のため、必要最小限の範囲での休園や休園期間の短縮等を行ってきたところですが、この間の国における対応の見直しや他都市の状況等を踏まえ、保健所と協議のうえ、下記のとおり対応を見直します。お知らせいたします。

保護者の皆様におかれては、引き続き、**基本的な感染症対策**と効果的な換気、利用児童に少しでも「**体調がおかしい、悪い**」と感じた場合は「**無理せず休む**」ことを徹底し、感染予防・拡大防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者等の特定について

これまで、保育園で行っていた濃厚接触者等の特定について、9月1日から行わないこととします。

ただし、感染拡大している場合等については、接触者等に対する検査を行う場合がありますが、濃厚接触者の特定は行いません。

2 園児が陽性となった場合

- ・ 速やかに保育園に連絡願います。
- ・ 国が示す療養期間中は、登園しないようお願いいたします。

3 同居している御家族の方が陽性となった場合

- ・ 同居家族が陽性になった等の理由により、園児が濃厚接触者に特定された場合は、従来どおり、保育園に連絡のうえ、その期間は登園を控えていただくようお願いいたします。
- ・ なお、国の規定により、乳幼児は、医療用抗原検査キットを使用した濃厚接触者の待機期間の短縮の対象外となっていますので、御留意ください。

4 休園について

- ・ 原則として、休園は行いません。
- ・ ただし、同一クラスにおいて、職員、児童含め、陽性者が5名以上確認された場合等は、クラス単位で休園することがあります。
- ・ 休園する場合は、改めて、保育園から保護者の方に周知します。